

第21号議案

南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について

南魚沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出

南魚沼市長 林 茂 男

南魚沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南魚沼市国民健康保険税条例（平成16年南魚沼市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の7.50」を「100分の6.50」に改める。

第6条中「29,000円」を「25,500円」に改める。

第6条の2第1号中「21,000円」を「18,500円」に改め、同条第2号中「10,500円」を「9,250円」に改め、同条第3号中「15,750円」を「13,875円」に改める。

第6条の3中「100分の3.00」を「100分の2.90」に改める。

第6条の5中「18,500円」を「18,000円」に改める。

第6条の7中「100分の2.70」を「100分の2.40」に改める。

第6条の9中「19,000円」を「17,000円」に改める。

第11条第1項第1号ア中「20,300円」を「17,850円」に改め、同号イ（ア）中「14,700円」を「12,950円」に改め、同号イ（イ）中「7,350円」を「6,475円」に改め、同号イ（ウ）中「11,025円」を「9,713円」に改め、同号ウ中「12,950円」を「12,600円」に改め、同号エ中「13,300円」を「11,900円」に改め、同項第2号ア中「14,500円」を「12,750円」に改め、同号イ（ア）中「10,500円」を「9,250円」に改め、同号イ（イ）中「5,250円」を「4,625円」に改め、同号イ（ウ）中「7,875円」を「6,938円」に改め、同号ウ中「9,250円」

を「9,000円」に改め、同号エ中「9,500円」を「8,500円」に改め、同項第3号ア中「5,800円」を「5,100円」に改め、同号イ（ア）中「4,200円」を「3,700円」に改め、同号イ（イ）中「2,100円」を「1,850円」に改め、同号イ（ウ）中「3,150円」を「2,775円」に改め、同号ウ中「3,700円」を「3,600円」に改め、同号エ中「3,800円」を「3,400円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,350円」を「3,825円」に改め、同号イ中「7,250円」を「6,375円」に改め、同号ウ中「11,600円」を「10,200円」に改め、同号エ中「14,500円」を「12,750円」に改め、同項第2号ア中「2,775円」を「2,700円」に改め、同号イ中「4,625円」を「4,500円」に改め、同号ウ中「7,400円」を「7,200円」に改め、同号エ中「9,250円」を「9,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の南魚沼市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。